

第136回後見人実務研究会協議問題を考える参考資料

1 第1問関係

(1) 出題の狙い

135回の協議問題では、例えばAが「相続させる遺言」で、全部の不動産を取得しても、共同相続人がいるときは、Aは自己の法定相続分のみは登記なくして第三者に対してその取得を対抗できるが、それ以外の取得分（指定相続分）は登記がないと自分の所有を主張できない。したがって、「他の共同相続人Bが先に自己の相続分を登記し、第三者Cに譲渡した後、Cが登記すれば、AはCに対し自己の所有を主張できない。」ことを学んだ。

以上述べたことは、基本的に「相続させる遺言」と預貯金の場合にも通用するが、本問は、共同相続人間の債権譲渡であることに注意する必要がある。

(2) 関係条文

(共同相続の効力)

第899条 各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。

(共同相続における権利の承継の対抗要件)

第899条の2 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。

② 前項の権利が債権である場合において、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超えて当該権利を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容（遺産の分割により当該債権を継承した場合にあっては、当該債権に係る遺産の分割の内容）を明らかにして債務者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知したものとみなして、同項の規定を適用する。

(債権の譲渡性)

第466条 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

② 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

(指名債権の譲渡の対抗要件)

第467条 指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

② 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

(3) 参考メモ

① 権利承継遺言の効力

債権の権利承継遺言については、法定相続分を超える部分については、その対抗要件を備えなければ、第三者に対抗できない。その詳細は、「135回後見人実務研究会協議問題を考える参考資料」(以下、「135回参考資料」という) 3 相続させる遺言を参照のこと。

② 指名債権とは何か

指名債権とは、証券的債権に対する用語で、債権者が特定している債権を言う。指名債権の譲渡は、譲渡人と譲受人との間の無方式の合意で効力を生じる。その譲渡の効力を債務者又はその他の第三者に対抗するには、第467条の定める対抗要件を備えることが必要である。

③ 債権譲渡の制限

債権の性質により譲渡制限がされているものは、貸借権(民612条)、扶養請求権、年金受給権、生活保護受給権等であるが、譲渡制限の特約でも制限することができる。しかし、この制限は、善意の第三者には対抗できない。

ただし、善意であっても、重大な過失がある場合、特約の効力が及び、譲渡は無効であるとする(通説、最判昭48.7.19)。

④ 本問の事例で、各相続人の債権者が、差押・転付命令を受けて、譲渡禁止の特約の有る預貯金債権が移転した場合、差押債権者の善意悪意を問わず、転付命令で移転することができ、第466条2項の適用はないとする(通説、最判昭45.4.10)。

2 第2問関係

(1) 出題の狙い

遺言がない場合は、遺産分割協議によって相続が行われるが、各共同相続人の相続分は共有関係にあるのかどうか、協議成立前に各相続人は自己の持分

を処分できるのかどうか、また、処分した遺産は遺産分割の対象となるのかどうかを問う問題である。

(2) 預金債権の共同相続

ア 法的性質

預金債権は、預金者の死亡により共同相続人に承継されるとする当然分割債権説を判例は採用してきた。判例に従う限り、預金債権は相続開始と同時に各相続人に分割帰属し、各自の法定相続分に応じ、共同相続人は、個別的に銀行に対しその払戻しを請求できるとする(最判昭30.5.31、同昭34.6.19)。

これに対し、学説上は、合有説が有力である。この説によれば、相続財産の共同所有は、遺産分割という目的のための手段であるから、共同相続人は遺産全体の上に包括的な持分を有するが、個々の遺産上には持分を有しない。したがって、分割前に持分を処分することはできないとする。

なお、当法人安心サポートの遺産分割支援の実務は合有説に従っている。

イ 裁判実務の変更

判例は、上記のとおり可分債権は相続開始と同時に、相続分に従って当然に分割されて各相続人の単独債権となり、遺産ではなくなる。預貯金債権もそのような可分債権にあたるとする。したがって、預貯金債権は原則として遺産分割の対象にならなかった。しかし、**最大決平28.12.19民集70-8-2121**は、**預貯金債権に関する従来の扱いを否定**し、預貯金債権は、①.相続開始時に当然分割されずに、遺産分割の対象となり、②.遺産分割前に相続人が単独で権利行使することはできない、とされた。

(3) 分割協議の対象遺産

・ 遺産分割の対象遺産の要件については、次の通りである。

- ①.相続開始時に存在し、遺産分割時にも存在すること。
- ②.対象遺産として相続人全員の同意があること。

理論上は、分割前に払い戻された預貯金債権は、民法478条の要件を充足しなければ、その弁済は無効であるから、遺産として存在し遺産分割の対象となる。他方、478条の適用により弁済の効力が生じる場合は、債権は消滅するので、遺産分割の対象から除外される。

(4) 関係条文

(債権の準占有者に対する弁済)

第478条 債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。

(遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲)

第906条の2 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合にあっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分

割時に遺産として存在するものとみなすことができる。

- ② 前項の規定にかかわらず、共同相続人の1人又は数人により同項の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、同項の同意を得ることを要しない。

(5) 参考メモ

預貯金取引についての準占有者の弁済は、預金通帳と届出印の持参者に払い戻す場合の支払者の過失の有無が問題になる。キャッシュカードと暗証番号による支払いは、盗用、偽造、・盜難カードによる場合が問題であるが、OTM等システム全体の設置管理に注意義務を尽くしていれば、準占有者の弁済として有効となるという説が有力である。この場合、預金者側の過失又は重過失が問われることになろう。

3 第3問関係

第909条 遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。

ただし、第三者の権利を害することはできない。

第909条の2 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に第900条及び第901条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額（標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利を行使した預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

注 本条中の法務省令で定める額とは、預貯金債権の債務者ごとに150万円を限度とする（平成30年法務省令第29号）。

以上 文責 森山